



## 目次

1	受入れ企業の取り組み
2	技能実習新制度
3	新職種に関する情報の提供
4	海外とのつながり
	担当職員から
	編集後記

## 受入れ企業の取り組み

昨年度のI.P.M.日本語作文コンクールの最優秀賞及び優秀賞は共に、株式会社エヌチキンに在籍している実習生が受賞しました。

当該企業の実習生は、作文コンクールのみならず、日本語能力試験でも、毎年、優秀な成績を残しております。

そこで、今回、株式会社エヌチキンの実習指導員と生活指導員の方々に平素の取り組みについて、お話を伺うことに致しました。

実習生と接する際は、話し方を平易にし、理解度を考えて、言い方を変えるよう心がけています。

例えば、実習生が住む場所の呼び方は、「寮・宿舎・アパート・あなたの家・部屋」と言い換えられますから、通じない場合はいろいろな言い方をしてみます。

実習現場での日本語指導は実習指導員が担当しています。この時の日本語指導においては、後輩実習生が先輩ばかりを頼り、日本語を話さなくなる、といった環境にならないよう特に注意しています。

実習指導員、生活指導員も実習生の母国語や文化に関心をもち、積極的にコミュニケーションを図っています。

その他、I.P.M.の日本語通信教材および自主教材を使用して学習を行っており、わからないところ等相談があれば個別に対応しています。

また、日本語習得のモチベーションを高めてもらうため、日本語能力試験N4以上の合格者に報奨金を支給しています。

その他、日常生活にも気を配っております。

1年を通じて、花見やバーベキューといった社員と実習生が楽しめるイベントを開催したり、地域の夏祭「知覧ねぶた祭り」に参加したりと、実習以外の活動を通じても交流を深めています。

日常生活での会話での気遣いから、日本語能力試験に対する報奨金まで、会社が丸となって、実習生の育成に取り組んで頂いております。本当に、ご担当者様のご努力に頭の下がる思いです。

ローマは一日にして成らず。これからも引き続きよろしくお願い致します。

(左) 2017年7月12日  
技能評価試験終了後の記念写真  
水色の帽子の2名: 実習指導員  
中央のピンクの洋服: 生活指導員



## 技能実習制度の手続きの流れ～2年目～

先月は、新しい技能実習制度の1年目をご紹介致しました。

今月は2年目の手続きの流れをご紹介します。

### 1. 技能実習評価試験の受検 (図①)

第2号技能実習を行うためには、第1号技能実習で設定した目標（基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格）の達成が必要です。

第1号技能実習の修了後、速やかに第2号技能実習を開始する場合は、第1号技能実習が修了する3か月前までには受検をすることが推奨されます。

なお、第1号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められます。

### 2. 技能評価試験結果の通知 (図②)

試験実施機関より試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です（技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関より、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受検手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査スケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受検手続の支援の詳細は、今後、機構のHP等により周知される予定です。）。

### 3. 第2号（次年度以降）技能実習計画の審査・認定 (図③④)

第1号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

### 4. 認定通知書の交付 (図⑤)

認定の決定をした場合は、機構より通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

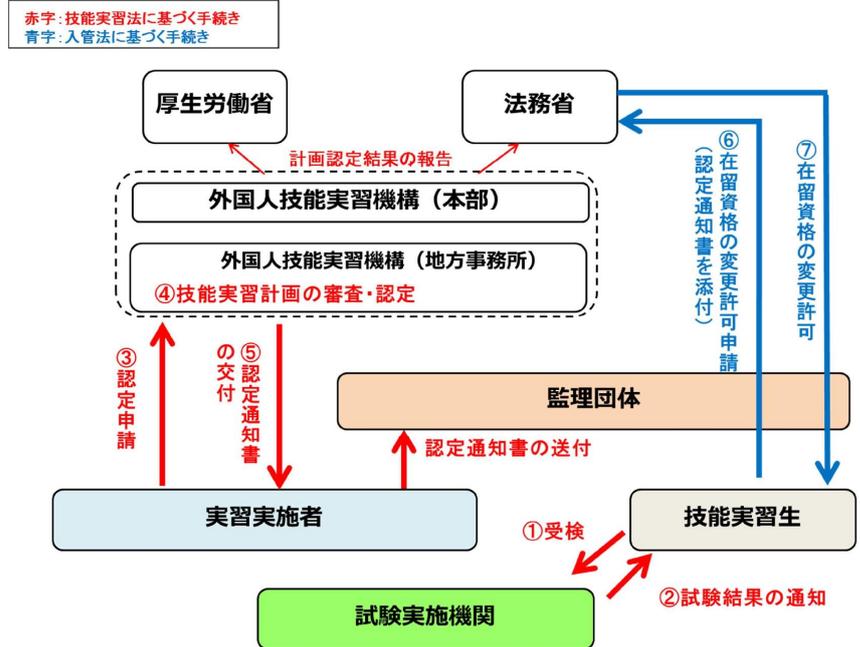
※技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければなりません。技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となります。以下5. 6は入管法の手続になります。

### 5. 在留資格の変更許可申請 (図⑥)

第2号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行います。具体的な手続については、法務省のHP等を御参照ください。

### 6. 在留資格の変更許可 (図⑦)

地方入国管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第2号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。



## 介護職種の動向について

11月1日の技能実習法の施行と同時に職種追加が予定されている介護について、6月21日に、厚生労働省社会・援護局からパブリックコメントが公表され意見募集が行われました。今回のパブリックコメントにおいては、介護技能実習生を受け入れる際の固有の要件についていくつか案が出され、その主な内容は以下の通りとなっております。

### ○技能実習生の基準

- ・第1号技能実習
  - ①日本語能力試験のN4に合格している者
  - ②「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者
- ・第2号技能実習
  - ①日本語能力試験のN3に合格している者
  - ②「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」における日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

### ○入国後講習について

- ・日本語学習で240時間、介護導入研修で42時間
  - ※来日した時点で日本語能力試験の「N3」レベルにあれば日本語学習は80時間まで短縮可能
  - ※入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を短縮することができる

### ○技能実習指導員について

- ・5人の技能実習生に対して1人は配置することとする
- ・技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者（看護師を想定）

### ○対象施設について

- ・介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設（訪問介護等の訪問系サービスは対象外）

### ○技能実習生の要件（次のいずれかに該当すること）

- ・外国における高齢者や障害者の施設や居宅等において、当該者の日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験を有する者
- ・外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・政府による介護士認定等を受けた者

### ○監理団体の要件について

- ・次のいずれかに該当する法人であり、その役員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等がいるものであることとする

- (1) 技能実習法において認められる法人形態であって、次のいずれかの要件を満たすこと
  - ①当該団体を構成する全ての会員が介護の業務を行う事業者であること
  - ②技能実習法における一般監理団体の許可（優良要件の認定）を受けていること
- (2) 公益社団法人、公益財団法人であること
- (3) 当該法人の目的に介護事業の発展などに寄与することが含まれる全国的な医療・介護に従事をする事業者から構成される団体等であって技能実習「介護」の監理団体として適当な団体であること

## 海外とのつながり

## ベトナムフェスティバル

6月10～11日両日、代々木公園イベント広場で18万人が参加してベトナムフェスティバル2017が開催されました。

I. P. M. もJIFA（日本国際親善協会）やPMネットワークとともにブース（V-10）を出展し、技能実習制度や国際親善活動をご紹介しました。たくさんの技能実習生の皆さんにもブースを訪問いただき、プヨプヨすくいや似顔絵を楽しみながら、交流を深めることができました。皆様にご協力いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。



（上）たくさんの実習生が来てくれました

（右）プヨプヨすくい

## 日越人材育成交流会

ハノイとハティンで 5月に開催

I. P. M. では、より良い技能実習の実現を目指し、送出国での事前教育の一環として、日越人材育成交流会 in ハノイをハノイ工科大学で5月11日に開催しました。本交流会には、両国大使館やベトナム海外労働管理局等の後援のもと、17送出国から技能実習生181名を含む225名が参加しました。また、13日には、ハティン省の高校生や学校関係者を対象に、留学や技能実習の適正な実施を図るべく、教育訓練局と共催で人材育成交流会を開催し、326名の参加を得て成功裡に終わることができました。これらの様子は労働と社会紙、ハティン新聞や日本大使館HP等にも紹介されました。



## 担当職員から

研修部の田原と申します。先日、ウェイトリフティングの世界ジュニア選手権を観戦する機会がありました。会場に東京オリンピック金メダリストの三宅さんが姿を現すと、十数名の若い選手がかけより、目を輝かせて三宅さんに挨拶をしていました。選手たち（十代と思われる彼ら、彼女たち）の輝いている目を見て、ふと我にかえり、この輝いた目を最近みたなと思いました。何を隠そう、実習生の目の輝きと同じでした。企業様へ配属した当初の目、はたまた3年間の実習を修了し満了帰国する際の実習生の目が正に同じ輝きでした。

長くもあり、短くもあるこの3年間は、実習生もまた十人十色ですから、企業様においては、作業の面、生活の面でご苦労が絶えないと思いますし、一方で実習生も慣れない日本の文化に接しながら頑張っていると思います。企業様へ訪問するたびに、企業様や実習生から学ぶことが多く、日々貴重な経験を積ませて頂いており、感謝しております。

最近、実習生のことを思うと、彼ら、彼女たち

は、世界各国の中から敢えて日本を選んでくれた訳ですから、私自身がもっと日本を好きにならないといけないと思っています。

今、隣に3年間の実習を修了し帰国する実習生がいます。彼らの目もまた輝いています。

～～成田空港へ向かう車中にて 田原～～

## 編集後記

日本語通信ノートの返信欄へ毎月返信を記載しています。殆どの実習生が、何らかのメッセージを記載してくれて、読むのが楽しみです。中でも、一部の実習生は、漢字を調べて、一文字一文字丁寧に書いています。特に、漢字圏ではない実習生にとって、漢字を使って文章を書くことには、かなりのエネルギーを必要とすることでしょう。「夜勤だったので、早朝書きました」というメッセージ等もあり、日本語学習への熱意が伝わってきます。恐らく日常生活で聞きかじった言葉を、検索して調べたのでしょう。音は正しいですが、漢字を間違っていることもあります。それでも、その新しく聞いた言葉を使ってみようとするチャレンジ精神を見習いたいです。間違えることが恥ずかしくて・・・と消極的になる自分を反省したりと、実習生らに教えられる今日です。（前田留）